

審査について (案)

1. 審査方法について

審査項目 6 項目について 3 段階で評価し、交付・保留・不交付を決定します。

地域振興課からの事業概要説明→協議→各審査項目の評価の決定を事業ごとに繰り返します。

(評価基準)

評価	基準
○	適切
△	どちらとも言えない (部分的に不適切/条件付き適切)
×	不適切

2. 審査項目について

審査項目	内容	不適切例
(1) 課題の公共性 の有無	地域の公共的な課題が明示されている。	○構成員や地域住民の親睦または趣味的な活動を主たる目的とする事業 (毎年行っている夏祭りなど特定の地域住民を対象としたお祭りや交流会など) ○事業の主たる部分を飲食費等が占めている事業 ○特定の個人または団体の利益を目的とする事業 ○営利・募金・宗教または政治を目的とする事業 ○調査または研究のみを目的とする事業
(2) 課題と事業内容 の関連性	課題や目的に即した取組みが提案されている。	○課題が不明確な事業 ○課題と取組み内容に繋がりのない事業
(3) 実現性	事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制である。	○対象者に対して適切な広報が図られておらず、参加者が見込めない事業 ○事業概要が極端に曖昧な事業 ○予算根拠が極端に曖昧な事業
(4) 自立性	団体自らが課題解決に向けて働きかけを行っている。	○外部への委託のみで事業が構成されており、団体としての動きがない事業。 ○上位組織の指示もしくは方針等で取組む支部組織の活動事業。
(5) 継続・発展性	事業を後年も継続していく手法が人員面・資金面・事業面で図られている。	○単発イベント ○3年後には実施を予定していない事業 ○人員や資金の確保に対する取組が計画されていない事業
(6) 創造性	新規性があり (既存事業との違いが工夫されており)、地域の状況に応じた課題を解決するための取組みが考えられている。	○事業主体 (対象団体) が通常行うべき経常的な活動に関する事業 (地域の清掃活動、構成員の内部研修など)

※提案内容に関し、部分的に対象外に該当する事業や予算があった場合は該当部分の経費を差し引いた事業費に対して交付金額を算定します。但し、事業を実施し、対象経費が増えた場合は交付金額の変更申請を認めます。

例：27万円の事業費に対して、20万円の補助金を申請
→27万円のうち、2万円が対象外経費に該当した場合、
25万円の3/4にあたる187,500円を交付金額とする。

3. 交付対象の決定について

「○」もしくは「△」と評価した審査項目を「適切」（条件付き適切）とみなします。
「×」と評価した審査項目を「不適切」とみなします。

(交付・保留・不交付の確定)

- ・全ての審査項目が「適切」もしくは「条件付き適切」と評価された場合 → 交付決定
- ・いずれかの審査項目が「不適切」と評価された場合 → 保留
- ・全ての審査項目が「不適切」と評価された場合 → 不交付

※学生団体の審査項目について

市民団体の「(5) 継続・発展性」は、下記の通り内容が変わります。

審査項目	内容	不適切例
(5) 発展性	活動地域と十分に連携し、次年度以降も継続もしくは発展させた活動ができる事業内容である。	○活動地域や対象者と関りが低い事業。 ○一過性の効果で終わるもの。

■ 市民団体:13件、学生団体:1件

No.	年数	事業費	申請額	事業名	提案団体名
1	1年目	294,700	200,000	芦生の森 ガイドウォーク ～多様性のある森の価値と出会う～	一般社団法人芦生もりびと協会
2	1年目	300,000	200,000	調味料の自給自足をめざした醤油づくりプロジェクト	食と暮らしの研究会
3	1年目	290,000	200,000	農×移住フィールド&オンライン連続講座	つむぎ
4	1年目	530,000	200,000	めえめえマーケット	めえめえマーケット実行委員会
5	1年目	230,000	171,750	ワンコイン食堂、ワークショップ、野菜あるデー	コミュニティカフェすずらん
6	2年目	120,000	80,000	「ふるさと殿田 地域の自信と防災意識を育む」プロジェクト	殿田の歴史を考える会
7	2年目	270,000	150,000	南丹・瓢箪・無病丹で、南丹市の街お越しをするプロジェクト	南丹・瓢箪・愛丹会
8	2年目	401,800	150,000	山から人の流れを生み出すプロジェクト	洞志会
9	2年目	269,886	150,000	市民の学びと交流によるまちづくり	八木町市民フォーラムの会
10	2年目	225,000	150,000	胡麻まちづくり元気活動	東胡麻文化振興会
11	2年目	230,500	150,000	埴生のシンボル復活プロジェクト事業	埴生のシンボル復活プロジェクト
12	2年目	257,000	150,000	こどもの居場所づくり	特定非営利活動法人そのべる
13	2年目	395,000	150,000	地元保育所園児と高齢者との交流を通して、園児に「昔遊び」を伝授する。	特定非営利活動法人 京都桑田村
14	学生1	100,000	100,000	OHANAユニバーサルプロジェクト～誰もが楽しみながら地方を元気に！～	明治国際医療大学 アスレティックレーナー部 OHANAユニバーサルプロジェクト委員会

南丹市まちづくり活動交付金
WEB ページの作成等に関する対象経費の考え方について

本交付金では事業実施に直接必要な費用を交付金の対象としており、会の恒常的な費用は対象外としていますが、WEBホームページの性質上、情報の混在が避けられないものもあるため、下記基準に基づき対象・対象外を判断します。

■対象・対象外の基準について

①申請事業の情報のみで構成されたページ	}	対象
②申請事業と恒常事業の情報が混在しているページ		
③共通ページ (申請事業・恒常事業両方で活用できる情報で構成されたページ)		
④恒常事業の情報のみで構成されたページ	}	対象外

※②について、極端に申請事業に関する情報が少なく恒常事業の情報掲載が主目的であると判断できるページは対象外とする。

(例) 恒常事業の告知ページに申請事業のリンクが貼られているだけのもの

■対象となる経費について

上記①～③にのみ要する費用を対象経費とする。ただし、デザイン費など作業全体に対して発生し部分的に切り分けできない費用がある場合は、対象となるページが成果物全体に占める割合を該当する経費に掛け合わせた金額を対象経費とする。

(例)

「1 ページの作成費 1 万円・全体のデザイン費 1 万円」の条件で、10 ページのホームページを 11 万円で作成し、対象となるページが 5 ページの場合

対象経費

【ページ作成費 1 万円×5 ページ】 + 【デザイン費 1 万円×50%】 = 55,000 円